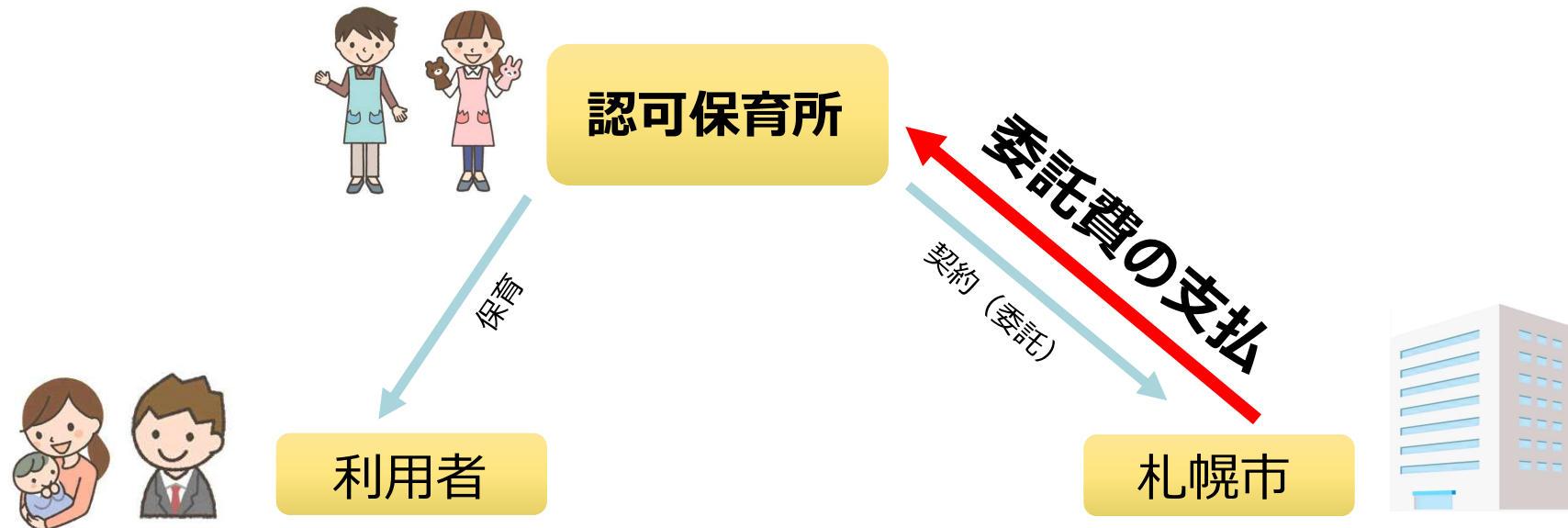


私立保育所における委託費の経理等について

札幌市子ども未来局子育て支援部施設運営課運営係
令和5年10月

委託費とは？

子ども・子育て支援法附則第6条の規定により**保育所**には保育に要する費用として委託費が支給されています。



委託費の使途範囲とは？

国の経理通知(※)により使途範囲及びその運用の取扱いが定められています。

※国の経理通知とは「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日府子本第254号ほか・内閣府子ども・子育て本部統括官ほか通知）のことを指しています。

そもそも委託費の内訳とは

委託費

人件費

管理費

事業費

委託費の使い方

人
件
費

管
理
費

事
業
費

それぞれ目的に沿った
支出が求められます。



委託費の弾力運用とは？

一定の要件を満たすことにより、目的外使用や資産の積立など、委託費の弾力的な運用が可能に。

一定の要件とは？

要件は3段階あります。

【注意】

**開設初年度は適用除外。
開設2年目以降から適用。**



第1要件



職員の配置基準の遵守など運営に関する一定の基準を満たす場合をいいます。これらは札幌市の定期運営指導監査においても状態を確認しています。

以下の条件をすべて満たす場合

- ① 児童福祉法第45条第1項の基準が遵守されていること。
- ② 委託費に係る交付基準及びそれに関する通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていること。
- ③ 給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等人件費の運用が適正に行われていること。
- ④ 給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていること。
- ⑤ 入所児童に係る保育が保育所保育指針を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること。
- ⑥ 運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努めていること。
- ⑦ その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。

第1要件を満たすと何ができるの？

💡 人件費、管理費、事業費の区分に関わらず
それぞれの費用に支出ができます。

💡 人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入
資産への積立ができます。

※各積立資産の積立目的以外に使用する場合は、
本市協議が必要。

第2要件



延長保育一時預かり事業などを実施している場合に要件を満たします。札幌市への協議（届出）状況や定期運営指導監査において状態を確認しています。

※一部記載を省略していますので詳細は経理通知を参照してください。

以下のいずれかを実施

- ① 延長保育事業及びこれと同様の事業と認められるもの
- ② 一時預かり事業
- ③ 乳児を3人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ
- ④ 地域子育て支援拠点事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- ⑤ 集団保育が可能で日々通所でき、かつ、特別児童扶養手当の支給対象障害児の受入れ
- ⑥ 家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- ⑦ 休日保育加算の対象施設
- ⑧ 病児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの

第2要件を満たすと何ができるの？

💡 処遇改善等加算の基礎分の範囲内で**同一の設置者が設置する保育所等に係る以下の経費等に充てることができます。**

- 1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費
- 2 保育所等の土地又は建物の賃借料
- 3 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出
- 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課

第3要件



決算書の公表、保育サービスの適切な提供、処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分党を満たす場合などに要件を満たします。札幌市への申請状況や定期運営指導監査において状態を確認しています。

※一部記載を省略していますので詳細は経理通知を参照してください。

- ① 資金収支計算書、事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書又は学校法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表もしくは企業会計による損益計算書及び貸借対照表、これら以外の会計基準により会計処理を行っている場合は、これらに相当する財務諸表を保育所に備え付け、閲覧に供すること。
- ② 毎年度、次のア又はイが実施されていること。
 - ア 第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めること。
 - イ 入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。
- ③ 処遇改善等加算の賃金改善要件（キャリアパス要件も含む）のいずれも満たしていること。

第3要件を満たすと何ができるの？

💡改善基礎分として加算された額に相当する額の範囲内で、
**同一の設置者が運営する子育て支援事業に係る以下Aの経費
及び同一法人が運営する社会福祉施設等に係るBの経費に
充てることができます。**

【A】

- 1 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費
- 2 1の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出

【B】

- 1 社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費
- 2 社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料
- 3 以上の経費に係る借入金（利息部分含む。）の償還又は積立のための支出
- 4 社会福祉施設等を経営する事業に係る租税公課

さらに…

第3要件を満たすと何ができるの？

💡委託費の3か月分（当該年度4月から3月までの12か月分の委託費額の4分の1の額）に相当する額の範囲内で**同一の設置者が設置する保育所等に係る以下の経費に充てることができる。**

- 1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費
- 2 保育所等の土地又は建物の賃借料
- 3 以上の経費に係る借入金(利息部分含む。)の償還
- 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課

前期末支払資金残高の取扱い

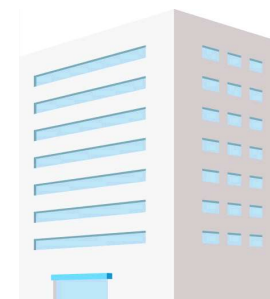


認可保育所

事前協議



札幌市



自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合又は取り崩す額の合計額がその年度の取崩しを必要とする施設に係る拠点区分の事業活動収入計（予算額）の3%以下である場合は事前の協議を省略できます。

なお、

第3要件を満たしている施設のうち当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は、理事会の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において次のページの経費に充当することができます。

※ 社福及び学法以外の設置者は札幌市へ協議が必要です。

前期末支払資金残高の取扱い

- ① 当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費
- ② 同一の設置者が運営する社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費
- ③ 同一の設置者が運営する公益事業（子育て支援事業を除く）の運営、施設設備の整備等に要する経費



第3要件を満たしている施設のうち**当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は、理事会の承認で実行が可能です。**
社福及び学法以外の設置者は札幌市へ協議が必要です。

市へ協議する場合、迷う場合はご相談を



協議に必要な様式は電子メールで提供しています。
また、協議要否の判断に迷う場合も子ども未来局
施設運営課運営係までご相談ください。

hoiku.unei@city.sapporo.jp